

西川町産業振興複合施設指定管理者業務基準

指定管理者は、適宜、町及び関係者と協議のうえ、次の業務を行うものとする。

1 事業の運営

〈1〉産業振興推進事業

- ① 町内外の企業、団体、教育機関及び行政機関との連携を図り、新たな事業機会、交流機会及び協働事業の創出に努めること。
- ② 地域産業の振興及び地域経済の活性化に資するネットワーク形成や情報交換の機会を提供すること。
- ③ 地域課題の解決及び地域資源の活用に向け、多様な主体による連携及び協働を促進すること。
- ④ 関係人口及び交流人口の拡大につながる事業を企画し、実施すること。

〈2〉コワーキングスペース及びシェアオフィス、シェアキッチン等の運営

- ① 利用者が快適に働くことができる環境を提供すること。
- ② 事業者、テレワーカー、地域住民その他利用者の交流及び連携を促進すること。
- ③ 利用者のニーズを把握し、施設利用の促進及び利便性の向上に努めること。
- ④ 施設の利用ルールを定め、利用者に遵守させること。
- ⑤ シェアオフィスについては、共用施設として適切な利用秩序を維持し、利用者間の公平な利用を確保すること。
- ⑥ シェアキッチンについて、食品衛生法その他関係法令を遵守し、営業に必要な許可、届出等を自ら取得しすること。
- ⑦ シェアキッチンの利用に伴う事故、食品衛生上の問題その他運営上の事案について、自らの責任において必要な措置を講じ、適切な管理運営を行うものとする

〈3〉人材育成・学習支援事業

- ① デジタル活用、地域づくり、経営改善その他地域産業の振興に資する研修会、講演会及びセミナー等を企画し、実施すること。
- ② 若者、学生等の人材育成及び地域への関心を高める事業を実施すること。
- ③ 地域課題の解決及び地域活性化に資する学習機会を提供すること。

〈4〉交流促進事業の実施及び広報活動

- ① 地域住民、事業者、教育機関及び関係人口の交流を促進するためのイベント、交流会等を企画し、実施すること。
- ② 施設の利用促進及び地域産業の振興に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
- ③ ホームページ、SNS その他の媒体を活用し、効果的な広報活動を実施すること。
- ④ 来館者及び利用者に対し、必要な情報提供及び適切な案内を行うこと。

〈5〉協議・報告

- ① 定例報告については管理基準で定めるところによる。

- ② その他、上記事項以外の事項又は緊急事項については、適宜、町に協議し、又は報告すること。

2 施設の管理

〈1〉施設及び設備の管理

- ① 施設内の各設備及び備品について適切な管理を行い、毎日の始業前後に点検を実施すること。
- ② 職員不在時は施錠、防火及び防犯対策を徹底し、事故及び被害の防止に努めること。
- ③ 施設及び設備の管理責任者を定め、緊急時の対応体制を整備すること。
- ④ 施設の日常的な清掃及び整理整頓を行い、清潔で快適な利用環境の維持に努めること。
- ⑤ 冬季における雪害及び凍害等を防止するため、適切な除雪及び排雪を実施すること。
- ⑥ 機械設備、電気設備、空調設備、通信設備等の維持管理については、関係法令に基づく点検を実施し、正常な状態を維持すること。
- ⑦ 施設又は設備に事故若しくは故障が発生した場合は、速やかに町へ報告すること。
- ⑧ 地域住民、地権者及び関係団体との連絡調整並びに施設周辺の管理及び苦情対応は、指定管理者が主体となって行うこと。

〈2〉駐車場の管理

- ① 利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、駐車区画及び案内表示の適切な管理を行うこと。
- ② 繁忙期には必要に応じて誘導體制を整備し、安全確保に努めること。
- ③ 冬季においては適切な除雪体制を確保し、安全な利用環境を維持すること。

〈3〉トイレ等共用部分の維持管理

利用者が快適に使用できるよう、適宜清掃及び点検を行い、衛生的な環境を維持すること。

〈4〉廃棄物の処理

- ① 施設運営に伴い発生する廃棄物については、関係法令及び町の定めに従い適切に処理すること。
- ② 施設内外の環境美化に努めること。

3 職員の配置

〈1〉事業体制

- ① 施設運営及び事業実施に必要な知識及び能力を有する職員を適切に配置すること。
- ② 業務の指揮命令系統を明確にし、効率的な運営体制を構築すること。
- ③ 緊急時に迅速な対応ができるよう、職員間及び関係機関との連絡体制を整備すること。

〈2〉報告

- ① 組織体制及び緊急連絡網について町へ報告すること。
- ② 組織体制及び緊急連絡網に変更が生じた場合は、速やかに町へ報告すること。